

広島市食品ロス削減推進条例の施行に伴う条例・規則等の改正について

1 概要

審議会の変更前の名称は「広島市廃棄物処理事業審議会」であり、その設置目的は「市長の諮問に応じ、廃棄物処理事業の推進に関する重要な事項を審議すること。」となっていた。

しかしながら、近年のごみ行政には、廃棄物の適正処理だけでなく減量化や資源化の推進といった役割が強く求められており、以前から審議会においてもごみの減量・リサイクルに関する本市の取組について報告し審議していただいているという実態があったが、変更前の審議会の名称や設置目的からは廃棄物の減量化・資源化事業を推進するという意図を読み取ることが難しかった。

このことから、下記のとおり審議会の名称及び設置目的を変更するよう広島市附属機関設置条例を改正するとともに、審議会規則及び審議会の公開に関する取扱要領の規定の整備を行った。

2 広島市食品ロス削減推進条例の施行に伴って改正された条例・規則等

(1) 広島市附属機関設置条例（参考1）

<改正内容>

別表（第2条関係）における附属機関の名称と設置目的を下記の内容に改正。

	名称	目的
新	広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会	市長の諮問に応じ、食品ロスの削減など廃棄物の減量化及び資源化並びに廃棄物の適正処理に関する重要な事項を調査審議すること。
旧	広島市廃棄物処理事業審議会	市長の諮問に応じ、廃棄物処理事業の推進に関する重要な事項を審議すること。

(2) 広島市廃棄物処理事業審議会規則（参考2）

<改正内容>

- ・広島市附属機関設置条例に合わせ、審議会名称と第2条（所掌事務）を設置目的に合わせて改正。
- ・部会の開催要件等について、審議会の要件等を準用する規定を追加。

(3) 広島市廃棄物処理事業審議会の公開に関する取扱要領（参考3）

<改正内容>

- ・広島市附属機関設置条例に合わせ、審議会名称を改正。
- ・本要領を部会に準用する規定を追加。